

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年九月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一五八

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表第一（第一条―第四条関係）					別表第一（第一条―第四条関係）				
一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特					一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特				
地官署					地官署				
			級別	級別			級別	級別	

都道	府県	(略)	熊本県				
所在地	(略)	八代市泉 町椎原一 の二	阿蘇郡産 山村大字 山鹿二〇				
官署	(略)	熊本南部 森林管理 署五家荘 森林事務 所	北部九州 土地改良 調査管理				
区分	(冬期 以外の 期間)	(略)	二級地				
区分	(冬 期)	(略)	二級地				

都道	府県	(略)	熊本県				
	所在地	(略)	八代市泉 町椎原一 の二	(新設)			
	官署	(略)	熊本南部 森林管理 署五家荘 森林事務 所	(新設)			
区分	(冬期 以外の 期間)	(略)	二級地				
区分	(冬 期)	(略)	二級地				

備考 (略)	(略)		
	(略)	(略)	八四の五
	(略)	(略)	野川支所
	(略)	(略)	事務所大
	(略)	(略)	

備考 (略)	(略)		
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―五五別表第一の一の表熊本県の項の規定は、令和八年四月八日から適用する。